

地域主権戦略の工程表（案）【原プラン】

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。
段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

◎地域主権戦略フェーズⅠ〔概ね平 22 年夏まで〕

〔推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ〕

- 地域主権戦略会議の設置（閣議決定→法制化（22 年夏施行、3 年後に見直し））
- 当面の課題と進め方の概定（「工程表」（案）の提示、具体化）
- 国と地方の協議の場の始動と法制化（21. 11 始動→法制化）
- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化）

⇒「地域主権戦略大綱」の策定（平 22 夏）

◎地域主権戦略フェーズⅡ〔概ね平 22 年夏～25 年夏〕

〔「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ〕

⇒「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、
「戦略大綱」の各事項を順次実現

<規制>関連

- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分につき、残る事項の処理・法制化）
- 基礎自治体への権限移譲（都道府県から市町村へ事務権限を移譲）

<予算>関連

- 補助金の一括交付金化（ひも付補助金の廃止、23 年度から段階的实施）
- 地方税財源の充実確保（地方の自主財源の充実強化）
- 直轄事業負担金の廃止（維持管理分の廃止、建設分の扱い）
- 緑の分権改革（関連施策の予算化、実施）

<法制>関連

- 「地方政府基本法」の制定（地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正）
- 自治体間連携（その自発的な形成等）
- 出先機関改革（事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討）
（→この間、地域主権推進一括法案（第 2 次）のほか、一括交付金化の関連法案を提出）

⇒ 3 年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」
を策定（平 25 夏）。更なる展開へ